

1. 浜名高校 いじめ防止基本方針

静岡県立浜名高等学校

第1章 はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第 13 条に、学校はその実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定すべき旨が規定された。

国が、平成 29 年 3 月 14 日に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂し、また、同年 3 月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を示した。

静岡県教育委員会では、令和 3 年 3 月に「いじめの重大事態対応マニュアル」を作成し、各学校におけるいじめ問題への対応の留意点をまとめた。

令和 8 年度、静岡県の方針改定（令和 8 年 7 月）を踏まえ、浜名高校では「いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの重大事態への対応についても基本方針を定めるものとする。

第2章 基本的事項

1 「いじめ」の定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

* いじめの表れ

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであり、子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験することも多い。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われた

りすることで、「暴力を伴ういじめ」同様に、生命又は心身に重大な危険を及ぼす。

また、いじめた・いじめられたという関係だけでなく「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その深刻さは本人でなければ分からない。

いじめは重篤になればなるほど対応が難しくなるため、それを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。

第3章 学校いじめ対策組織の設置

学校は、いじめの防止等に対応するため、次の組織を設ける。

1 名称 「いじめ対策委員会」

2 構成員

校長、副校長、〇教頭、生徒課長、保健相談課長、教育相談担当、1～3年学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年担当、担任、部活動顧問

* 教頭、生徒課長、学年主任、養護教諭等から成る「いじめ対策小委員会」を設置し、いじめの情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等のため、学期に1回程度定期的に打合せを行う。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議する。

* 上記構成員のほか、必要に応じて関係教職員や外部の心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを加えたり、関係機関との連携を図ったりする。

* 関係機関とは、警察、児童相談所、医療機関などの相談機関。県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関など。

3 役割

- (1) 進捗状況の把握、定期的検証
- (2) 教職員への説明や情報提供
- (3) 生徒・保護者への情報発信と意識啓発、意見聴取（HPにもアンケート結果公表）
- (4) 個別面談や相談の受け入れやその集約
- (5) 情報集約と組織召集
- (6) 事実確認、今後の対応を決め、実行
- (7) 学校評価による取組の改善

第4章 いじめの未然防止

- (1) すべての生徒が、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で、授業や部活動に主体的に取り組むことができるように働きかける。
- (2) いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成し、いじめにつながるような些細なことも見逃さないよう組織的に取り組む。
- (3) 自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、コミュニケーション能力や自己有用感を高めるよう働きかける。
- (4) 全校集会、学年集会等の機会、日ごろのHR活動等を通じて、思いやりの心、また人権意識を持つことの大切さ等について生徒に働きかける。
- (5) 生徒会、委員会活動、学級活動、部活動等の場面で、生徒が主体的に考え行動する気風を作る。
- (6) いじめの発生を未然に防ぐために、子ども同士の人間関係づくり、教職員と子どもとの信頼関係づくりを心掛ける。
- (7) 欠席連絡やHRでの様子について情報交換などをこまめに行い、面談を行うなどして、保護者との意思疎通・信頼関係を保つ。
- (8) 教育相談や特別支援教育についての知識や技術を習得するための校内研修を実施する。必要に応じて、事例検討などの研修も計画的に行う。

第5章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見のための取組

- (1) 生徒対象のいじめに関する調査を年2回実施する。(9月「夏休みの健康調査」
1月「学校生活アンケート」)
- (2) 年3回、個人面談(や三者面談)を行い、学級担任が生徒の実態を把握する。
- (3) 6月に「教育・心理検査(QU)」を実施し、生徒の個性や傾向を知る。
- (4) 毎朝、SHR時にクラス生徒の健康観察を行う。
- (5) 教職員は、生徒に関する情報の交換を日常的に行い、情報の共有を図る。
- (6) 保護者との連絡を密にとり、教職員と保護者の信頼関係をつくる。

2 教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家の協力を得て、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備するとともに、いじめ対策委員会が相談・通報の窓口であることを生徒、保護者に周知する。

第6章 いじめ発生時の対応

学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定め（対応フロー図の策定等）、全教職員で共通理解を図る。

1 いじめの通報を受けた時の対応

- (1) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。
- (2) いじめが確認された場合は、組織として対応する。被害生徒のケア、加害生徒の指導、保護者への対応等、問題が解消するまで継続的に行う。
- (3) 内容により、県教委に連絡し、指示を仰ぐ。

2 被害生徒及びその保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒やいじめを通報してきた生徒の安全確保を最優先する。
- (2) いじめを受けた生徒には、最も信頼関係が出来ている人（友人、教職員、家族等）と連携し、「最後まで絶対に守る」体制をつくる。
- (3) 子供の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプランを立てる。
- (4) 心のケアや休み時間の見守りなど、具体的な安全確保を図る。
- (5) 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- (6) 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も保護者に学校の様子を定期的に報告するようにする。

3 加害生徒への対応

- (1) 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを理解させる。
- (2) 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる。
- (3) いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

4 周囲の子供たちへの対応

- (1) 見て見ぬふりをするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- (2) 勇気ある行動が出来なかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- (3) 必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

5 ネット上のいじめに対する対応

- (1) ネット上に不適切な書き込みがあった場合、問題の箇所を確認し、印刷・保存するとともに、速やかに関係生徒から聴取等の調査を行う。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重した上で、削除要請を行い、当該生徒の精神的ケアに努める。

- (3) 誹謗・中傷の書き込みを行うことは、人権の侵害行為であると同時に犯罪である ことを厳しく指導する。
- (4) 保護者に対して、フィルタリングの利用や有害情報への対応等、携帯電話等の使用方法（時期・用途）について適切な対応を求める。

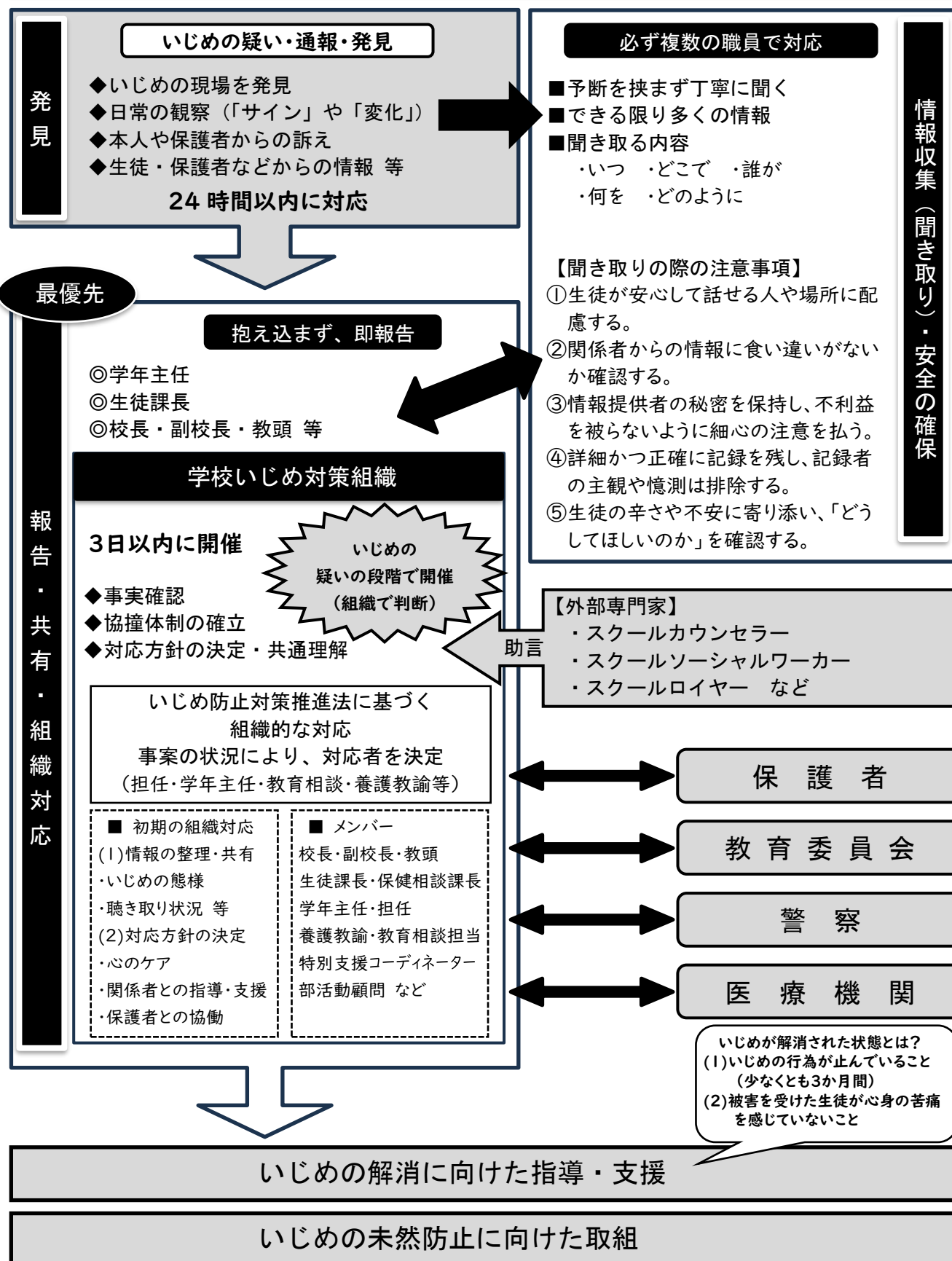
6 いじめに対する措置、解消

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。いじめが「解消している」状態に至っても、再発の可能性があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

7 関係諸機関等との連携

- (1) 所轄警察署と日頃から情報交換を行って連携関係を築き、犯罪行為として取り扱うべきいじめ事案が発生した場合には、迅速に協力を求める。
- (2) 児童相談所、医療機関などの相談機関や県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関とも協力関係を築き、早期に対応する体制を確立する。

浜名高校いじめ発生時の対応フロー図



第7章 年間計画

1 年間計画

月	関 連 行 事 等	主 な ポ イ ン ト
4	・ 始業式・入学式 ・ オリエンテーション ・ 対面式 ・ 新入生指導	・ 関係機関への説明 ・ 「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・ スマホ・ケータイ電話に関する注意 ・ 学校生活初期指導
5	・ P T A 総会 ・ 面接週間 ・ 浜名祭準備	・ 保護者との情報交換、心の教育 ・ 生徒理解
6	・ ビッグパネル製作（1年） ・ 浜名祭 ・ 教育・心理検査（Q U） ・ 学校間交流	・ 協働作業、コミュニケーション能力 ・ 生徒の個性や傾向理解 ・ 浜北特別支援学校との連携
7	・ 球技大会 ・ 終業式 ・ 三者面談	・ 生徒に関する情報の交換
8	・ 中学生一日体験入学	
9	・ 始業式 ・ 夏休みの健康調査 ・ 学年集会 ・ 面接週間 ・ 1・2年保護者会 ・ 体育大会	・ 心配事の調査を含む（保健室） ・ 生徒の情報把握 ・ 保護者との情報交換
10	・ 2年修学旅行 ・ 遠足（1・3年）	
11	・ 職員研修 ・ 1年保育体験 ・ 公開授業 ・ 2年先輩と語る会	・ いじめ防止等に関する理解促進の場や研修 ・ コミュニケーション能力 ・ 分かりやすい授業づくり
12	・ 学校保健委員会 ・ 終業式	
1	・ 始業式 ・ 学校生活アンケート	・ いじめ、体罰、セクハラ被害の調査を含むアンケートの実施（生徒・保護者）
2	・ 学年集会 ・ いじめ対策委員会	・ 学校評価アンケートを基にした取組の確認

3	・卒業式 ・いじめ対策委員会 ・終業式 ・離任式	・学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案
---	---	---

- (1) 「学校生活アンケート」(いじめ、体罰、セクハラ被害調査を含む)を1月に実施。集計後、いじめ対策委員会を行う。
- (2) 「学校生活アンケート」等の結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証し、見直しを図る。

第8章 重大事態への対応

1 いじめの重大事態とは

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
(通称：生命心身財産重大事態 1号重大事態)
 - ・自殺の企図、心身の重大な被害、金品等の重大な被害、転学、退学等
 - ・学校だけで判断することなく、教育委員会に対し相談し慎重かつ丁寧に判断する。
 - ・心身への被害について継続的にきめ細かく観察するなど、丁寧な対応を図る。
- (2) いじめにより相当の期間(30日が目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(通称：不登校重大事態 2号重大事態)
 - ・一定期間連続で欠席しているような場合には、教育委員会に報告・相談し情報共有を図る。
 - ・重大事態を未然に防ぐため、欠席対応の基準(原則)を定め、全教職員で共有する。ある程度の欠席継続(5日程度)を生徒からのSOSの可能性として捉え、担任だけで判断せず管理職等と情報共有するルールを明確化する。

2 法令に基づく報告義務と対応の流れ

(1) 発生報告

校長は県教育委員会高校教育課に、重大事態が発生した旨を電話連絡するとともに、「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」(様式1)を作成し、高校教育課に提出する。いじめ対策事務局(教育政策課)と高校教育課は、校長とともに対応を協議する。この協議内容を基に、いじめ対策事務局と高校教育課は、調査の主体について協議し、決定する。調査の主体を第三者委員会とする場合には、第三者委員会の組織構成について協議し、決定する。

(2) 調査

- ・生命心身財産重大事態については、県教育委員会が学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にする。ただし、自殺事案については、基本調査を学校が行い、詳細調査は県教育委員会が第三者委員会を設置して実施する。

- ・不登校重大事態については、学校主体の調査を原則とする。ただし、被害保護者・生徒が学校主体調査を望まない場合等については、県教育委員会主体の調査とする。

(3) 情報提供

県教育委員会又は学校は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果報告

県教育委員会又は学校は、調査結果について県知事へ報告する。(様式2)

第9章 教職員への理解促進の働きかけや研修の実施

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識を全教職員で共有し、教職員がいじめ防止等への理解を深め、適切に対処できるよう、理解促進の場や研修を年間計画に適切に位置付けて実施する。

2 研修等の実施

- (1) 年度当初の会議等において、本方針に基づくいじめ防止等の取組について全教職員に周知し、共通理解を図る。
- (2) 研修においては、いじめ防止対策推進法等の法令、県の基本方針、及び本方針の周知を図るとともに、以下の内容について重点的に行う。
 - ・いじめの定義、及び初期対応（迅速性・組織的対応・多角的な事実確認・情報共有と連携）の重要性。
 - ・不登校重大事態を未然に防ぐための、欠席対応の基準（原則）の共有。
 - ・情報モラル、及びSNS上の人権侵害への対応。
 - ・教育相談や特別支援教育に関する知識や技術の習得。
- (3) 学校生活アンケート（いじめ調査）の実施にあたっては、事前に教職員間で実施上の留意点等を確認し、組織的な対応を徹底する。

3 組織的な理解促進の働きかけ

「いじめ対策委員会」は、いじめの発生状況や学校評価アンケートの結果等について、教職員への説明や情報提供を定期的に行う。また、特定の教職員がいじめの問題を抱え込むことがないように、定期的な打合せ等を通じて、生徒の情報共有や教職員の理解促進に向けた取組を継続的に実施する。

4 取組の検証と改善

教職員への理解促進の働きかけや研修の実施状況については、学校評価アンケートの

結果等に基づき毎年度検証し、次年度の研修計画や本方針の見直しに反映させる。

- * 附則
- ・本方針は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に、生徒、保護者、警察や相談機関などの関係機関に説明するものとする。
 - ・本方針は、いじめの発生状況や学校生活アンケートの結果等を踏まえ、毎年度その内容を検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。
 - ・この方針は、平成 26 年 7 月 17 日より施行する。
 - ・この方針は、一部改定し平成 30 年 9 月 1 日より施行する。
 - ・この方針は、一部改定し令和 4 年 9 月 15 日より施行する。
 - ・この方針は、一部改定し令和 8 年 9 月 1 日より施行する。

静岡県立浜名高等学校全日制
相談窓口：いじめ対策委員会（担当：教頭）
Tel：053-586-3155